

事務連絡
令和7年3月14日

法務局民事行政部首席登記官（第一法人登記担当） 殿
法務局民事行政部首席登記官（第二法人登記担当） 殿
法務局民事行政部首席登記官（法人登記担当） 殿
地方法務局首席登記官（不動産登記担当を除く。） 殿

法務省民事局商事課

官報の発行に関する法律等の施行に伴う商業・法人登記事務の取扱いについて

官報の発行に関する法律（令和5年法律第85号。以下「官報法」という。）及び官報の発行に関する内閣府令（令和6年内閣府令第80号。以下「官報府令」という。）が本年4月1日から施行されますが、官報法及び官報府令における官報の取扱いは、下記のとおりとなりますので、貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

なお、本事務連絡中、「商登規則」とあるのは、商業登記規則（昭和39年法務省令第23号）をいいます。

記

1 官報法の概要について

現在、官報は紙の印刷物として発行されているところ、官報を電子化し、官報の発行をインターネットを利用した方法により行うこと等とするため、官報の発行主体、官報に掲載すべき事項、官報の発行の方法その他官報の発行に関し必要な事項を定めた官報法が制定された。

2 官報の発行等について

官報法により、官報の発行は、官報を発行する年月日、当該年月日に係る公布等事項等（以下「官報掲載事項」という。）を記録した電磁的記録を、内閣総理大臣の使用に係る電子計算機に備えられた官報掲載事項を記録する

ためのファイル（以下「官報ファイル」という。）に記録した上で、当該官報ファイルに記録された官報掲載事項（以下「電磁的官報記録」という。）を、内閣府のウェブサイト（以下「官報発行サイト」という。）に掲載することにより行うとされた（官報法第5条、官報府令第11条）。

官報の発行方法の変更により、官報の体裁については、題字下の発行者名の記載が変更され、第三種郵便及び奥付の記載が削除されるが、その他は従前から変更はない。

また、インターネットを利用することができない者に対する配慮のため、内閣総理大臣は、上記の方法により官報を発行したときは、当該官報に係る閲覧期間において、書面（紙媒体）により官報掲載事項の提供を受けようとする者の求めに応じ、当該官報に係る電磁的官報記録を記載した書面（以下「官報掲載事項記載書面」という。）を交付するとされた（官報法第10条）。

なお、官報掲載事項記載書面の紙質や冊子の形態は、現行の紙の印刷物として発行された官報と同一であり、題字下の発行者名の記載は異なるが、第三種郵便及び奥付の記載もされる。

3 電磁的官報記録等について

(1) 電磁的官報記録

電磁的官報記録に係る情報は内閣府による電子署名が行われ、また、官報発行サイトを通じて電子証明書と一体として複写（ダウンロード）することにより入手することができることから、公告したことを証する書面に代わるべき情報として、該当の公告の内容が記録されている電磁的官報記録に係る情報を添付又は送信して登記の申請があった場合には、当該情報を商登規則第36条第3項に規定する情報又は商登規則第102条第2項に定める添付書面情報として取り扱うものとする。

なお、電磁的官報記録は1ページごとに電子署名の検証結果の確認を行うことができるため、該当の公告が掲載されているページの電磁的官報記録に係る情報のみを添付又は送信されたものも、上記の情報又は添付書面情報として取り扱って差し支えない。

(2) 官報掲載事項記載書面

官報掲載事項記載書面は奥付と第三種郵便の記載を除き、電磁的官報記録と同じ内容が印刷され、また、内閣総理大臣の委託を受けた事業者から提供されることから（官報法第14条第1項）、当該書面を「公告をした



ことを証する書面」として取り扱って差し支えない。

4 インターネット版官報の取扱いについて

(1) 現行の取扱い

従来、独立行政法人国立印刷局（以下「国立印刷局」という。）のウェブサイトにおいて掲載されているインターネット版官報（官報に掲載すべき事項に係る情報を記録した電磁的記録をいう。以下同じ。）は、紙の官報の附属物と解されていたところ、「行政手続における官報情報を記録した電磁的記録の活用について」（令和5年1月27日付け閣議了解）により、同日以降、官報を提出すべき申請において、官報に代わるべき情報としてインターネット版官報を提出することができる措置が講じられ、上記3(1)と同様の取扱いがされている。

(2) 官報法施行後の取扱い

官報法の施行に伴い、国立印刷局のウェブサイトにインターネット版官報が掲載されなくなるところ、官報法の施行の日前までに国立印刷局のウェブサイトにおいて掲載されていたインターネット版官報の電磁的記録は、官報法の施行の日以後は、官報発行サイトにおいて掲載されることとなった。

官報発行サイトにおいて掲載されるインターネット版官報の電磁的記録にも現行のインターネット版官報と同じ措置が講じられることから、官報法の施行の日以後もインターネット版官報が添付又は送信された場合の登記の取扱いについて、現行から変更はない。